

# 地域活動助成金事業募集要項

## 1.目的

地域の特性を生かした取り組み、地域住民の主体的な活動を支援し、助成を行うことにより、住民参加型の地域活動を促進し、共に支え合い、共に生きる、安心とゆとりに満ちた、人に優しい社会づくりに資することを目的とする。

## 2.助成対象

助成の対象となる団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体を対象とする。

- ① 構成員が3名以上で、恩納村に住所がある者を含んでいること。
- ② 助成金を申請する年度（4月1日から翌年2月28日までをいう）中に地域福祉を推進する活動の開始を予定している。
- ③ 活動終了後、1カ月以内に活動実施報告書を提出できること。

## 3.助成対象事業

助成の対象は、高齢者、障害者、子ども、ひとり親家庭や生活困窮世帯を対象とした地域福祉活動で、次のいずれかに該当する事とする。

- ① 地域における住民主体の助け合い活動
- ② 地域における交流の場となる居場所づくり
- ③ 地域福祉推進に資する単発の交流会及びイベント等の事業
- ④ 地域課題等の話し合い場づくり
- ⑤ 地域課題に合わせた講演会
- ⑥ その他、社会福祉協議会会長が必要と認める場合

## 4.助成対象外の事業

- ① 営利を目的とした事業
- ② 現金又は物品のみの配布や食事だけを行う事業
- ④ 特定の個人のみが利益を受ける事業
- ⑤ 地域福祉活動に繋がらないイベントやお祭り
- ⑥ その他、地域福祉の推進に資すると認められない事業

## 5.助成対象限度額

1 回当たり 10,000 円を上限とする。

※1 団体 1 回に限る

## 6.申請方法

助成を希望する団体は、申請書類に必要書類を添付し、郵送または社協窓口（月曜日から金曜日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分）に持参

### ○申請書類及び添付書類

- ・地域活動助成事業申請書（様式第 1 号）
- ・活動計画書（様式第 2 号）
- ・振込先の通帳の写し（振込の場合）
- ・全体の活動に関わる資料（構成員名簿やこれまでの活動資料があれば提出）
- ・計画に関する資料（見積書等があれば提出）

## 7.留意点

次の場合は、返還を求めることがありますのでご注意ください。

- ① 計画した事業を実施しなかった場合は、全額返還する。
- ② 計画した事業等で未実施があった場合、未実施分を返還する。
- ③ 未使用金額が 1,000 円以上残った場合は、返金届と一緒に返金をお願いします。

その他、次の内容についてご協力いただくようお願いいたします。

- ① 社会福祉協議会が行う共同募金運動への協力
- ② 地域福祉活用における住民ボランティアの育成

## 8.問合せ先

社会福祉法人 恩納村社会福祉協議会 地域福祉係

〒904-0411

恩納村字恩納 6302 番地

T E L : 098-966-1193

F A X : 098-982-3380

e - m a i l : [sango@onna-syakyo.com](mailto:sango@onna-syakyo.com)

この事業は、赤い羽根共同募金の分配金で実施されています。



## 地域活動助成金について

- 1 申請書および報告書における支出項目は、以下の項目を参考にしてください。

支出項目	該当するもの
交通費	高速料金、ガソリン代、バス賃等
食材	交流や、話会等で使用する食品等
印刷代	各イベント、講習会などに使用する資料のコピー、印刷代等
保険代	ボランティア行事用保険など開催事業にかかる保険代等
謝礼金	講師料、講師交通費。ただし、主催団体の会員や参加者が講師をする場合は、対象外。
消耗品費	文房具、洗剤や割りばし、配布資料の用紙等
通信料	切手、はがき等に係る代金等
賃借料	利用会場使用費等
その他	衛生費

※報告書は、報告書様式にて報告をお願いします。

### 2 支出する際の注意事項について

- ・項目ごと分けて品物は購入し、レシートを受け取ってください。
- ・レシートは支出項目ごとに重ならないように紙に貼って提出してください。

### 3 その他

- ・単なる食事、旅行、外出だけを目的とするような活動は対象としません。
- ・赤い羽根共同募金の配分金を活用した事業となっております。助成金を活用しての実施であることをチラシなどに掲載するなどして、参加者の方々へ周知をお願いします。

※記載例

「この活動は、赤い羽根共同募金配分金を活用し恩納村社会福祉協議会の助成金を受けて実施しています」など…